

介護サービス事業所運営指導結果について

施設・入居系サービス

介護老人保健施設

【療養室】

ナース・コールがない。ナース・コールに手が届かない入所者がいる。

施設基準上、療養室にはナース・コールを設けることと定められています。ただし、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えありません。

介護老人保健施設

【利用料等の受領】

レクリエーション等に参加できない利用者から、教養娯楽費を徴収している。

心身の状況等からレクリエーション等に参加できない利用者から、教養娯楽費を徴収しないでください。

【施設サービスの取扱方針】

身体的拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

身体的拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(地域密着型) 介護老人福祉施設

【施設サービスの取扱方針】

身体的拘束等適正化委員会を他の委員会と一体的に実施した際に、身体的拘束等の適正化について検討した結果が記録されていない。

身体的拘束等適正化委員会を他の委員会と一体的に実施することは可能です。身体的拘束等の適正化について検討した結果を記録してください。

【施設・入居系サービスの取扱方針】

1. やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、身体的拘束等を行う前に身体的拘束等適正化委員会等で検討していない。
2. やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載していない。
3. 身体的拘束等適正化検討委員会について、身体的拘束等の適正化のための対策を検討し、記録していない。

※やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、組織として3つの要件（切迫性、非代替性、一時性）の確認等の手続きを極めて慎重に行う必要性があります。

【施設・入居系サービスの取扱方針】

サービス利用前に同意を得ていない。

サービスの提供に当たっては、（地域密着型）施設サービス計画に基づき行われるものですので、サービス利用前に利用者・家族等の同意を得てください。

地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設

【施設サービス計画の作成】

課題分析の結果を記載していない。

施設サービス計画の「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析結果」の欄に、課題分析の結果を記載すること。

短期入所生活介護、短期入所療養介護

【施設サービス計画の作成】

計画の内容が不足している。

サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した計画を作成してください。

地域密着型介護老人福祉施設

【栄養管理】

管理栄養士により栄養管理が行われていない。

栄養士のみが置かれている施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により栄養管理を行う必要があります。

介護老人福祉施設

【緊急時等の対応】

緊急時等における対応方法を定めていない。

入所者の病状の急変等に備えるため、医師及び協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めてください。

(地域密着型) 介護老人福祉施設、短期入所生活介護

【運営規程】

運営規程に定めておかなければならない規程が定められていない。

運営規程には次に掲げる事項を内容とする規程を定めてください。

参 考 (介護老人福祉施設)

- ①施設の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③入所定員
- ④入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料
その他の費用の額
- ⑤施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦非常災害対策
- ⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他施設の運営に関する重要事項

地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護

【業務継続計画の策定等】

感染症に係る業務継続計画がコロナウイルス感染症に限定したものとなっている。

様々な感染症を想定し、業務継続計画を策定してください。

介護老人福祉施設、短期入所生活介護

【業務継続計画の策定等】

緊急時の対応が具体的に策定されていない。

災害に係る業務継続計画の緊急時の対応（業務計画発動基準、対応体制等）について具体的に策定してください。

認知症対応型共同生活介護

【衛生管理等】

法人内の他の事業所と合同で「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を開催した際、報告書の提出のみで済ませている。

報告書の提出のみではなく、原則参加（web会議可）してください。

地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護

【衛生管理等】

レジオネラ症対策を講じていない。

レジオネラ症の発生及びまん延を防ぐための措置を適切に講じてください。

【衛生管理等】

レジオネラ属菌の水質検査を行っていない。

根拠：青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※以下いずれかの場合は、本条例の対象となりません。

- ①家庭用と同程度の規模で、利用の都度、換水・清掃・消毒する場合
- ②水道水等飲用に適した水のみを使用し、浴槽に循環のための配管等が接続されておらず、浴槽の使用時間が概ね3時間未満で、使用後、換水・清掃・消毒する場合

水質検査の実施

浴槽水等は、レジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

※入浴施設の区分により検査頻度が異なります。

菌検出の報告

水質検査で基準以上のレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

記録及び保管

県条例に基づき実施した清掃、消毒の記録、水質検査の結果などについて、3年以上保管する必要があります。

【参考】 「社会福祉施設におけるレジオネラ症予防対策の手引き」 参照
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html>

短期入所生活介護

【秘密保持等】

家族の同意を確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護

【地域との連携】

運営推進会議の会議録が、公表されていない。

運営推進会議録について、入居者やその家族、外部の者等が確認しやすい場所で公表してください。

【虐待の防止

虐待の防止のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

地域密着型特定施設入居者生活介護

【個別機能訓練加算】

利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明していない。

施設サービス計画中に個別機能訓練計画を記載する場合であっても、3月に1回以上利用者に対して説明し、記録してください。

(地域密着型) 介護老人福祉施設

【栄養マネジメント強化加算】

介護職員等が食事観察を行った際に、観察した結果を管理栄養士に報告していない。

管理栄養士が週3回以上の食事観察ができず、介護職員等が行った場合は、観察した結果を管理栄養士に報告してください。また、その内容について記録してください。

【口腔衛生管理加算】

利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていない。

当該加算は、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士から月1回以上の口腔ケアに係る技術的助言及び指導を受け、その内容に基づき、利用者のケア・マネジメントに係る計画を作成することで算定できる加算です。

【褥瘡マネジメント加算Ⅱ】

算定要件を満たしていない。

当該加算は、褥瘡マネジメント加算Ⅰの算定要件を満たした上で、次のいずれかを満たしている場合に算定できる加算です。

【算定要件】

- ・褥瘡が認められた入所者について、当該褥瘡が治癒したこと。
- ・施設入所時に褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生がないこと。

【排せつ支援加算Ⅲ】

算定要件を満たしていない。

当該加算は、排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たした上で、次のいずれも満たしている場合に算定できる加算です。

【算定要件】

- ・ 要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がないこと。
- ・ 施設入所時におむつを使用していた者であって要介護状態の軽減が見込まれる者について、おむつを使用しなくなったこと。

地域密着型介護老人福祉施設

【科学的介護推進体制加算】

事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行っていない。

L I F E への提供情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して検証を行ってください。

短期入所系サービスを除く全ての施設

【協力医療機関】

協力医療機関に関する届出書を市へ提出していない。

年に1回協力医療機関に関する届出書（契約書等添付）を市へ提出してください。

入所者（入居者）の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次ページに掲げる要件を満たす協力医療機関（③の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより要件を満たすことも可能です。

短期入所系サービスを除く全ての施設

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- ② 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ③ 入所者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※特定施設（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護事業所は、③の基準は規定されていません。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- ・ 八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・ 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例
- ・ 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

根拠法令等

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（老企第43号）
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（老企第44号）
- ・ 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準について（老老発0322第1号）
- ・ 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

根拠法令等

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第21号）
- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第40号）
- ・ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第331018号）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>